

第四十三回国 参議院運輸委員會會議録第十七号

昭和三十一年四月二十五日(木曜日) 午後一時二十二分開会

委員の異動

四月八日 補欠選任 三木與吉郎君 河野 謙三君 山崎 齊君 前田佳都男君 熊谷太三郎君 木暮武太夫君

四月二十五日 補欠選任 野上 進君 川上 為治君 前田佳都男君 鍋島 直昭君 井野 碩哉君 吉武 恵市君

出席者は左の通り。 委員長 金丸 富夫君 理事 天塹 良吉君 天坊 裕彦君 岡 三郎君

委員 川上 為治君 河野 謙三君 鍋島 直昭君 平島 敏夫君 村松 久義君 吉武 恵市君

國務大臣 運輸大臣 綾部健太郎君 政府委員 運輸大臣官房長 広瀬 真一君 運輸省海運局長 辻 章男君 事務局側 常任委員 吉田善次郎君 会専門員

本日の會議に付した案件 ○海運業の再建整備に關する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付) ○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開發銀行に關する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから委員會を開会いたします。 初めに、委員の異動について報告いたします。

四月八日付をもって、委員三木與吉郎君、山崎齊君、熊谷太三郎君が辞任され、その補欠として河野謙三君、前田佳都男君、木暮武太夫君が委員に選任せられました。

同じく、本日付をもって、委員野上進君、前田佳都男君、井野碩哉君が辞任され、その補欠として川上為治君、鍋島直昭君、吉武恵市君が委員に選任せられました。

○委員長(金丸富夫君) 海運業の再建整備に關する臨時措置法案、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開發銀行に關する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。

まず、兩案について提案理由の説明を聴取いたします。 綾部運輸大臣。 ○國務大臣(綾部健太郎君) ただいま、議題になりました海運業の再建整備に關する臨時措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

海運業は、基幹産業として、わが国經濟の發展にとってきわめて重要な役割をなすものであります。 諸般の事情により多額の借入金及び償却不足を有し、その企業内容は極度に悪化しており、また、海運企業間には過当競争の傾向が見られ、現状のままでは、發展途上にある國民經濟の要請に應じて外航船舶の増強をはかることはきわめて困難な事情にあります。

したがって、この際、政府としては、海運業が將來にわたり國民經濟におけるその使命を遂行し得るようその再建整備をはかることがぜひとも必要であります。 昨年の海運造船合理化審議會その他各界の意見を申ししゃくいたしまして、この法案を提出いたしました次第であります。

この法案の内容は、海運企業が一定の集約を行ない、五カ年以内に減価償却の不足を解消することが確実と認められ、かつ、市中金融機關の協力が得られるものに対し、日本開發銀行の利子を五カ年間猶予することを骨子とするものであります。

海運業界に対しては徹底した合理化努力を要請するものであり、政府、金融機關、海運企業が三者一体となつて、海運業の再建整備を促進することを考えているものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本開發銀行は、合併等の集約を実施した海運企業に対して、昭和三十一年四月末以前の日本開發銀行

融資による新船建造に対する融資にかかる利子の全額について五年間支払いを猶予できるものとしております。

第二に、この措置は、海運企業が合併によつて保有船舶が五十万重量トン以上になり、資本支配、長期用船等の方法により系列化された会社の保有船舶を含めて、その運航船舶が百万重量トン以上となるような集約を行なうとともに、その集約の実施後五年間に減価償却の不足を解消することが確実であり、かつ、市中金融機關にあつてもその融資にかかる利子の二分の一以上を五年間支払い猶予することが確実であつて、運輸大臣の推薦があつた場合に限り、適用するものとしております。

第三に、この措置の適用を受けようとする海運企業は、運輸大臣に対し整備計画を提出するものとし、運輸大臣は、これを海運企業整備計画審議會に諮つて審査し、その整備計画を承認した海運企業を日本開發銀行に対し推薦することといたしてあります。

第四に、整備計画の履行については、毎年度実施についての報告を求め等の方法によつて、その履行を監査し、実施状況が妥当でない認めるときは、当該企業に対する利子の支払い猶予を取り消すことといたしてあります。

第五に、猶予された利子については、利子猶予が開始されて十年間は、企業が一定の利益を上げた場合に限つて支払いを行なわせるものとし、十年経過後においてなお支払いを終わらない場合は、その後十年間に支払わせることといたしてあります。

第六に、整備計画に従つて合併し、資本を増加し、あるいは船舶等を譲り受ける場合には、会社の設立、資本増加、あるいは船舶等の権利の取得について受ける登記について、登録税を軽減することといたしてあります。

最後に、政府は、日本開發銀行が猶予した利子に相当する金額の交付金を同行に交付するものとし、この場合において、日本開發銀行が支払い猶予を受けた会社から猶予利子の支払いを受けることとなつたときは、その相当額を日本開發銀行から國庫に納付させることといたしてあります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。 何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

わが国海運が国際競争力に劣る大きな要因となっているのであります。

このような事情にかんがみ、この際政府といたしましては、海運造船合理化審議会その他各界の意見を参酌して、新船建造のための借入金に対する海運企業の利子負担を、日本開発銀行からの融資については年四分、市中金融機関からの融資については年六分となるように利子補給率を引き上げるとともに、利子補給期間を日本開発銀行については十年、市中金融機関については七年に延長することにし、これに必要な関係法律の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、日本開発銀行に対する利子補給について御説明申し上げますと、
第一に、現在は、利子補給率は年一分五厘で、船主負担金利は年五分であります。これを船主負担金利が年四分となるようにするため、利子補給率を年二分五厘とすることができるといいたしております。

第二に、利子補給期間は、現在は五年であります。これを十年とすることができるといいたしております。

第三に、日本開発銀行の融資期間は、現在は貨物船十三年、油送船十一年であります。これが貨物船十五年、油送船十三年に変更されることになりましたので、これに対応して、利子補給金を支給することができる限度額を定める場合の計算上の融資残高を、新しい融資期間に応じて償還する場合の融資残高に改めることといたしております。

第四に、現行法では、利子補給契約を締結することができる期間は、昭和三十九年三月三十一日までとなっておりますので、これを四年間延長して昭和四十三年三月三十一日までといたしております。

最後に、市中金融機関に対する利子補給につきましては、利子補給期間は現在五年となっておりますが、これを七年とすることができるといいたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(金丸富夫君) 両案の質疑は次回に譲ることといたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(金丸富夫君) 速記を始め

次回は五月七日午前十時より開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会

三月三十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外七名発議)

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律(昭和三十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政令で定めるその介護者」を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者並びに政令で定めるそれらの介護者」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この法律施行に要する経費は、平年度約四百五十万円の見込みである。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、港則法の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律案

港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項を削る。
第十八条中「汽船及び帆船」を「雑種船以外の船舶」に改め、同条に次の二項を加える。
2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において命令の定めるトン数以下である船舶であつて雑種船

以外のもの(以下この条において「小型船」という)は、命令の定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内に航行するときは、命令の定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条中「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

運輸大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条件により第十四条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規定による船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、命令で当該港における航法に關して特別の定めをすることができ、第三十六條の次に次の二條を加える。

(喫煙等の制限)
第三十六條の二 何人も、港内においては、相當の注意をしないで、油送船の附近で喫煙し、又は火氣を取り扱つてはならない。

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火氣の取扱いを制限し、又は禁止することができる。

第三十六條の三 第三十六條第二項の下に、第三十六條の二第二項、第三十六條の三を加える。
第三十九條第三号中「又は第十三條」を、「第十三條又は第三十六條の二第一項(第三十七條の二の規定により準用する場合を含む。)」に改め、同条第四号中「第三十七條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
第四十一條の次に次の一條を加える。

(船舶交通の制限等)
第三十六條の三 特定港内の命令の定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行なう信号に従わなければならない。

2 総トン数が命令の定めるトン数以上である船舶は、前項の水路を航行しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に当該水路を航行する予定時刻を通報しなければならない。

3 第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、命令で定める。

第三十七條の見出しを削り、同条に次の一項を加える。

3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行して行く船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

第三十七條の二中「第三十六條第二項の下に」、第三十六條の二第二項、第三十六條の三を加える。

第三十九條第三号中「又は第十三條」を、「第十三條又は第三十六條の二第一項(第三十七條の二の規定により準用する場合を含む。)」に改め、同条第四号中「第三十七條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十一条の二 第三十六条の二第

二項(第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分違反した者は、これを三万円以下の罰金に処する。

別表中「神戸」を「神戸 姫路」に、「今治」を「今治 松山」に改め、「住ノ江」及び「口之津」を削る。

附則

この法律は、昭和三十八年八月一日から施行する。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、盲人の国鉄旅客運賃減免に関する請願(第二四四号)

第二四四号 昭和三十八年三月二十六日受理 運輸委員会

盲人の国鉄旅客運賃減免に関する請願 請願者 大阪市城東区今津中二

ノ一二日本盲人会連合会内 金成甚五郎

紹介議員 加賀山之雄君

介護者を要する盲人の急行、準急行料金を本人無料または本人介護者とも半額にせられるとともに、現行百一キロメートル以上の身体障害者乗車旅客運賃割引の距離制限を撤廃せられたい。なお、民有鉄道に対しても同じ措置が採られるようあつせんせられたいとの請願。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国鉄武蔵野線敷設等に関する請願(第二一五号)

一、立川駅を民衆駅として改築促進に関する請願(第二一七号)

第二一五号 昭和三十八年三月二十九日受理 運輸委員会

国鉄武蔵野線敷設等に関する請願 請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷

一ノ七一五 加藤豊三 外百四十八名

紹介議員 長谷川 仁君

この請願の趣旨は、第二一三五号と同じである。

第二一七号 昭和三十八年三月二十九日受理 運輸委員会

立川駅を民衆駅として改築促進に関する請願 請願者 東京都立川市曙町二ノ

二九立川商工会議所会頭 中野喜介

紹介議員 安井 謙君

立川貨物駅の移転並びに旅客駅本屋の改築については、すでに数年来、国鉄当局に請願しているところであるが、国鉄としては立川駅改築の必要は認め、東海道新幹線その他のよく大な投資を必要とする問題が山積しているため、この改良を早急に実施する見込みが薄い模様なので、地元民としては他地区の例にならつて地元の民間資本を結集して、民衆駅建設という方策によつてこれを早急に解決することを決意し、貨物駅の移転整備、旅客駅の改築整備に関する具体案を構立、この建設に要する資金約十八億円もすべて地元の民間側において調達する用意をした上で、既に三十六年九月これを国鉄總裁まで請願に及んだ次第である。この立川駅改築計画は地元立川市民一同に喜ばれることはもち論、国鉄当局にもまた日々三十万人の旅客大衆にも非常に喜ばれる立派な事業であると信ずるものであるが、普通の民衆駅の場合のように、すでに駅本屋の建設敷地が別にあるのではなく、ますもつて、毎日多忙に活動している貨物駅の移転整備を先行しなければ敷地ができないという、まことに複雑でありかつ異例の取扱いを要する例である関係上、本計画の審査は遅々としてはかどらず選延しているが、現地の実情は今となつては一日の選延も許さない状態になつているから、この際特段の配慮をせられ、本計画がただちに実施できるよう、その促進方を取り計らわれたいとの請願。

昭和三十八年四月二十七日印刷

昭和三十八年四月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局